



体験受講用
見本

2016年度合格目標 司法書士講座

実戦過去問～キムラの目～

第1回 民法①

《 問題 》

担当：木村 一典 講師

無断複製（コピー等）・無断転載等を禁じます。

第 1 問 次の対話は、下記【事例】に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

【事例】

A は、B が営む骨董屋の店内に陳列されていた彫刻甲を著名な彫刻家 C の真作であると信じて購入した。ところが、実際には、甲は、C の真作ではなかった。

教授：【事例】において、B が、甲が C の真作であると A に告げていた場合、A が甲の売買契約の効力を否定するためには、どのような法律構成が考えられるでしょうか。

学生：詐欺による取消しが考えられます。

教授：A が詐欺による取消しを主張する場合には、B の主観的事情について何らかの要件が必要とされていますか。

学生：ア B の主観的事情としては、A を欺罔して甲が真作であると誤信させようとする故意だけでなく、その誤信に基づき甲を購入する意思表示をさせようという故意があったことが必要です。

教授：では、B は、甲が C の真作ではないことを知っており、また、A が C の真作であると信じて購入することも認識していたが、甲が C の真作ではないことを A に告げずに売った場合には、A は、詐欺を理由として売買契約を取り消すことはできますか。

学生：イ このような場合には、A が B による働き掛けなくして錯誤に陥っていますので、詐欺による取消しが認められることはありません。

教授：【事例】において売買契約の効力を否定するための他の法律構成は、考えられませんか。

学生：錯誤無効を主張することが考えられます。

教授：【事例】について錯誤無効を主張する場合には、どのような問題があると考えられますか。

学生：ウ A は、甲が C の真作であるという錯誤に陥っていますが、A は、店内に陳列されていた甲を買う意思でその旨の意思表示をしていますので、意思と表示に不一致はなく、動機の錯誤が問題となります。

教授：A の錯誤が動機の錯誤だとすると、動機の錯誤に基づいて錯誤無効の主張ができるかどうかが問題になりますが、その要件について、判例は、どのような見解を採っていますか。

学生：エ 判例は、動機の表示は黙示的にされたのでは不十分であり、明示的にされ、意思表示の内容となった場合に初めて法律行為の要素となり得るとしています。

教授：【事例】において詐欺を主張するか，錯誤を主張するかで，他に異なる点がありますか。

学生：オ 詐欺による取消しについては，A B 間の売買契約を前提として新たに法律関係に入った善意の第三者を保護する規定や取消権の行使についての期間の制限の規定があるのに対して，錯誤については，このような明文の規定がないことが挙げられます。

- 1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第 2 問 次の対話は、意思表示に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

教授：表意者が一定の法律効果を意欲する意思を表示する行為を意思表示といいます。この意思表示の例としては、どのようなものがありますか。

学生：ア 契約の申込みと承諾、さらに、遺言があります。

教授：債務の履行の催告は、意思表示ですか。

学生：イ 債務の履行の催告により、時効が中断することがありますし、解除権の発生という効果が発生することがありますから、意思表示です。

教授：遺失物の拾得は、どうですか。

学生：ウ 遺失物の拾得により、その物の所有権を取得するなどの効果を生じることがありますが、拾得者の意思に効果を認めたものではないので、意思表示ではありません。

教授：指名債権譲渡の債務者に対する通知は、どうですか。

学生：エ 通知をすることにより、対抗要件を具備することができるので、意思表示です。

教授：最後に具体的な例で聞きますが、賃貸マンションの所有者である甲が、「101 号室 入居者募集 甲」とだけ書いた張り紙をマンションの入口に掲示して、入居者を募集する旨を表示することは、意思表示ですか。

学生：オ その張り紙を見た乙が、甲に入居したいと申し出ることによって、賃貸借契約が成立しますから、意思表示です。

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第 3 問 虚偽表示によって権利者として仮装された者から直接に権利を譲り受けた第三者が善意であった場合において、その「善意の第三者」からの転得者等も民法第 94 条第 2 項によって保護されるか否かという問題については、「転得者等が善意の場合にのみ保護する」という見解がある。次のアからオまでの記述のうち、**この見解に対する批判として不適切なもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア この見解によれば、転得者が前主である善意の第三者に対して担保責任を追及することができることとなって、善意の第三者に不利益が生じる可能性がある。

イ この見解によれば、悪意の転得者も、いったん善意の第三者に権利を取得させた上で、この善意の第三者から権利を譲り受ければ、当該権利を取得することができることになる。

ウ この見解によれば、善意の第三者が、悪意の第三者のために虚偽表示の対象となった財産に抵当権を設定した場合に、法律関係が複雑になるおそれがある。

エ この見解によれば、善意の第三者が、虚偽表示の対象となった財産を処分したり、当該財産に担保権を設定したりすることが、事実上大幅に制約されることになる。

オ この見解によれば、保護の対象から第三者を例外的に除外することを検討しなければならなくなるが、その識別基準にあいまいなところがある。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第 4 問 民法第 94 条 2 項の規定によって保護される善意の第三者からの転得者の地位について、次の二つの考え方があり、後記アからオまでの記述は、その一方の考え方から他方の考え方に対する批判である。各記述における「この説」が第 1 説を指すものはいくつあるか。

第 1 説 善意の第三者が絶対的・確定的に権利を取得するので、転得者は、通謀虚偽表示について悪意であっても、有効に権利を取得する。

第 2 説 処分行為の効力は当事者ごとに相対的・個別的に判断すべきであり、転得者は、通謀虚偽表示について悪意であれば、権利を取得しない。

ア この説では、取引関係について綿密に調査した者が保護されず、逆に、調査を怠った者が保護される結果となる。

イ この説では、権利の譲渡性・流通性が大幅に制限される。

ウ この説では、善意の第三者は追奪担保責任を問われることになり、善意の第三者を保護した実質が失われることになる。

エ この説では、原権利者はいったん権利を喪失したにもかかわらず、その後に、その権利が復活することになる。

オ この説では、他人を「隠れみの」として利用することを回避することができない。

1 1 個

2 2 個

3 3 個

4 4 個

5 5 個

第 5 問 錯誤によって意思表示をした者が、その意思表示を前提として新たな法律関係を有するに至った第三者に対してその意思表示の無効を主張することができるかどうかについては、詐欺に関する民法第 96 条第 3 項の類推適用を肯定する考え方と否定する考え方とがある。次のアからオまでの記述のうち、**同項の類推適用を肯定する考え方の根拠となるものの組合せとして最も適切なものは**、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 民法第 96 条第 3 項の規定は、取消しの遡及効を制限したものである。

イ 錯誤によって意思表示をした者の中には、詐欺によらず自ら錯誤に陥った者も含まれているところ、だまされて錯誤に陥った者より、だまされていないのに自ら錯誤に陥った者の方が帰責性は大きい。

ウ 錯誤によって意思表示をした者がその意思表示の無効を主張した後に、第三者がその意思表示を前提として新たな法律関係を有するに至った場合と、詐欺によって意思表示をした者がその意思表示の取消しを主張した後に、第三者がその意思表示を前提として新たな法律関係を有するに至った場合とを区別する必要はない。

エ 同一の事案が錯誤と詐欺の双方に該当することも少なくなく、意思表示をした者がいずれを主張するかによって第三者の地位が左右されることは望ましくない。

オ 法律行為の要素に錯誤があることや錯誤によって意思表示をした者に重大な過失がないことなど、錯誤による無効を主張するための厳格な要件を満たした場合には、意思表示をした者の要保護性が高い。

(参考)

民法

第 96 条 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知っていたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。

3 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができない。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第 6 問 次の対話は、下記の問題に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの解答のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

(問題)

「特定物売買において、目的物に契約当初から瑕疵があるのに、買主がそれを知らずに瑕疵のない物と信じて契約を締結した場合について、買主は錯誤と瑕疵担保責任のいずれを主張することができるか。」

教授：今日は、この問題を基にして、錯誤と瑕疵担保責任の関係について議論をしましょう。まず、錯誤と瑕疵担保責任の法的効果について説明をしてください。

学生：ア 瑕疵担保責任の場合は、契約の解除又は損害補償の請求をすることができるのに対し、錯誤の場合は、契約の無効を主張することができます。

教授：錯誤と瑕疵担保責任とで、主張の期間制限に差異はありますか。

学生：イ 錯誤無効の主張の期間制限は、引渡時を起算点とする消滅時効ですが、瑕疵担保責任に基づく権利行使には、買主が瑕疵を知った時から 1 年の期間制限があります。

教授：瑕疵担保責任の規定を錯誤の規定に優先して適用すべきだという考え方がありますが、その根拠としてどのようなことが考えられますか。

学生：ウ 契約各則に規定されている瑕疵担保責任の規定が民法総則に規定されている錯誤の規定の特則に当たることが根拠として考えられます。

教授：それでは、錯誤の規定を優先して適用すべきだという考え方の根拠としてどのようなことが考えられますか。

学生：エ 実質的に代金減額に等しい柔軟な解決ができることや、取引の安全の保護に資することが根拠として考えられます。

教授：それでは、錯誤の規定が優先的に適用されると考えた場合、買主が少し調べれば瑕疵の存在に気付くことができたようなときでも、錯誤の主張をすることはできますか。

学生：オ 錯誤を主張するためには、無過失であることが必要なので、買主が少し調べれば瑕疵の存在に気付くことができたようなときには、錯誤の主張をすることはできません。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第 7 問 錯誤に関する次のアからオまでの記述のうち、**判例の趣旨に照らし誤っているもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 相手方が資産家であると誤信し、それを動機として婚姻をした場合には、その動機が表示され、意思表示の内容となっていたときであっても、その婚姻について、錯誤による無効を主張することはできない。

イ 手形の裏書人が、額面 1,000 万円の手形を額面 100 万円の手形と誤信し、100 万円の手形債務を負担する意思で裏書をした場合には、その裏書人は、裏書人に額面どおりの手形債務負担の意思がないことを知って手形を取得した悪意の取得者に対し、その手形金のうち 100 万円を超える部分に限り、錯誤を理由に手形金の償還義務の履行を拒むことができる。

ウ 錯誤による意思表示をした者に重大な過失があった場合には、その表意者は、無効を主張することができないが、その意思表示の相手方は、無効を主張することができる。

エ 家屋の賃貸人が自ら使用する必要があるとの事由で申し立てた家屋明渡しの調停が成立した場合において、その後その事由がなかったことが明らかになったとしても、その事由の存否が調停の合意の内容となっていないときは、その調停について、錯誤による無効を主張することはできない。

オ 家庭裁判所が相続放棄の申述を受理した後は、その相続放棄をした者は、その相続放棄について、錯誤による無効を主張することはできない。

- 1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第8問 AがBからC社製造の甲薬品を購入した場合に関する次のアからオまでの記述のうち、

正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア A が B から甲薬品を 100 箱以上購入しないと店から出さないと脅されて、これを購入した場合でも、B が AB 間の売買代金債権を D に譲渡し、その旨の通知を A にしたときは、A は、B との間の売買契約を取り消すことができない。

イ B は、C 社の従業員から甲薬品はガンの予防に抜群の効果があるとの虚偽の説明を受け、これを信じて A に同様の説明をし、A もこれを信じて甲薬品を購入した場合、A は、B との間の売買契約を取り消すことができる。

ウ A が、C 社の従業員から甲薬品はガンの予防に抜群の効果があるとの虚偽の説明を受け、これを信じて甲薬品を購入した場合、B がその事情を知り得なかったときでも、A は、B との間の売買契約を取り消すことができる。

エ A が E に対しガン予防の薬品の購入を委任し、E が B から甲薬品はガンの予防に抜群の効果があるとの虚偽の説明を受け、これを信じて A の代理人として甲薬品を購入した場合、A は、甲薬品がガンの予防に効果がないことを知っていたとしても、B との間の売買契約を取り消すことができる。

オ A が E に対しガン予防の薬品の購入を委任し、E が A の代理人として B から甲薬品を購入した場合、E が未成年者であったとしても、A は、B との間の売買契約を取り消すことができない。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ



2016年度合格目標 司法書士講座

実戦過去問～キムラの目～

第1回 民法①

《ポイント整理ノート》

担当：木村 一典 講師

無断複製（コピー等）・無断転載等を禁じます。

第1問 【H23-5】 答 3

<詐欺と錯誤>

- ア 詐欺の故意について
→ 財産を引き出すという故意まで必要

- ✕ ウ 不作為による詐欺？
→ 不作為でも、信義則上相手方に告知義務がある場合には欺罔

- エ 動機の錯誤
→ 「内心的効果意思＝表示」であっても、動機の錯誤が問題となり得る

- ✕ オ 動機の表示
→ 黙示でも可（相手方保護のため）

- カ 取消しと無効の比較
→ 第三者保護規定・期間の制限

第2問 【H22-6】 答 2

＜意思表示とは？ ～ その具体例（法律行為と準法律行為）＞

基本的な問題でありながら正答率の良くなかった問題です。このような基本問題で合否が分かれるのです。

- ⑦ 契約の申込みと承諾 } 意思表示（法律行為）
遺言

意思表示とは、法律効果（一定の権利義務の発生・変更・消滅）を生じさせようとして、その意思を外部に表示する一連の過程をいいます。その典型例が「契約の申込みと承諾」です。遺言は単独行為ですが、一定の権利義務の発生・変更・消滅を生じさせようとする意思を外部に表示する一形態なので、意思表示です。

- ✕ 債務の履行の催告 → 意思の通知（狭義の準法律行為）
債務の履行の催告とは、当事者の一方がその債務を履行しない場合に「(年月日)までに払って」と通知するものです。弁済等をしてほしいと思って催告するわけです。しかし、催告したからといって必ずしも弁済等の効果が発生するわけではありません。あくまでも、「その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる」という法律の規定による効果（この場合は解除権の発生）が生じるにすぎないのです。このような、ある一定の意思を含んではいるが、法律効果の発生がその内容となっていないものを「意思の通知」といいます。

⑦ 遺失物の拾得 → 事実行為（広義の準法律行為）

✕ 債権譲渡の通知 → 観念の通知（狭義の準法律行為）

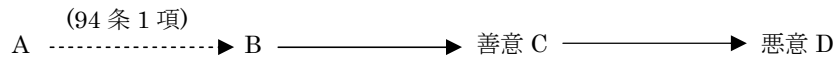
債権譲渡の通知は、債権譲渡したという事実を通知しただけのことであり、法律効果の発生を意欲してなされるものではありません。これを「観念の通知」といい、債権譲渡の通知（467 条）の他、代理権授与の表示（109 条）や時効中断事由としての債務の承認（147 条）などがあります。

✕ 入居者募集の張り紙 → 申込みの誘引＝意思の通知

相手方が応じれば直ちに契約が成立するのであれば「申込み」であり、相手が応じた後改めて承諾することによって契約が成立するものであれば「申込みの誘引」です。この区別は難しいですが、「入居者募集」の張り紙の場合、まだ相手方選択や値段交渉等の余地があり、直ちに契約を成立させるという意思はないものと考えられますから、「申込みの誘引」となります。これは意思表示ではありません。

第3問 【H20-4】 答 4

<94条2項の転得者>



ポイント

<絶対的構成>

- ① 善意の第三者Cの保護の徹底
- ② 法律関係の単純化
- ③ Cを「わら人形」として使ったDについては権利濫用で排除

ア 担保責任の追及は認めない

- ㊦ 善意の第三者が担保責任を追及されるとなると、それを避けるために処分しなくなる

イ 「いったん善意の第三者に権利を取得させた上で」
→ わら人形

- ㊧ 保護の対象から第三者を「例外的」に除く
→ 悪意の者も保護されるのが原則

ウ 法律関係が「複雑」 → 相対的構成

第 4 問 【H12-4】 答 1

<94 条 2 項の転得者>

《第 1 説》 絶対的構成

《第 2 説》 相対的構成

ア 第 2 説

「綿密に調査した者」
↓
悪意になる
↓
悪意者が保護されなくなるのは相対的構成

イ 第 2 説

絶対的構成であれば善意悪意を問わず保護されるので流通が促進される。

↓
流通が大幅に制限されるのは相対的構成

ウ 第2説

悪意の転得者は取り戻されると前主（売主）である「善意の第三者」に担保責任（561条）を追求できる。



94条2項で「善意の第三者」を保護したことを無意味にしてしまうのは相対的構成

エ 第2説

94条2項の「善意の第三者」の出現で権利を失った原権利者が、再び権利を主張できるようになるのは相対的構成

オ 第1説

善意の第三者を「隠れみの」とできるのは絶対的構成

第 5 問 【H26-4】 答 3

＜民法 96 条 3 項の類推適用＞

錯誤無効には、96 条 3 項のような第三者保護規定がありません。そこで、取引の安全の見地から、類推適用を肯定すべきとする見解が出てきます。これに対して、無効と取消の違いを強調すると、類推適用を否定する見解へと進むこととなります。

ア 否定説

96 条 3 項を「取消しの遡及効」を制限した規定と捉えると、遡及効が問題とならない無効には類推適用できないということになる。

イ 肯定説

錯誤に陥った表意者の帰責性が大きい→第三者の方を保護すべきということになる。

ウ 肯定説・否定説いずれの根拠にもならない

96 条 3 項類推適用は、無効主張する前に取引に入った第三者を保護するか否かの問題であり、無効主張した後に取引に入った第三者を問題とはしていない。

エ 肯定説

表意者が、取消しを主張するか無効を主張するかで第三者の地位が左右されるのは妥当でない、と考えるのは肯定説である。

オ 否定説

表意者の要保護性を強調すると、否定説になる。

第 6 問 【H20-5】 答 2

< 錯誤 vs 瑕疵担保責任 >

	錯誤	瑕疵担保責任
(ア) 効果	契約無効	解除・損害賠償
(イ) 期間制限	無	瑕疵を知って 1 年
(ウ) (エ) 根拠	表意者保護	① 570 条は 95 条の特則 (ウ) ② 損害賠償により代金減額と同じ効果が得られる (エ) ③ 主張期間が制限されているので取引安全に資する (エ)
(オ) 無過失	不要 (無重過失)	必要

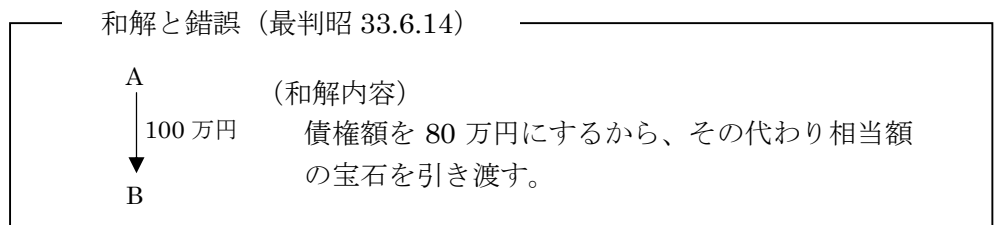
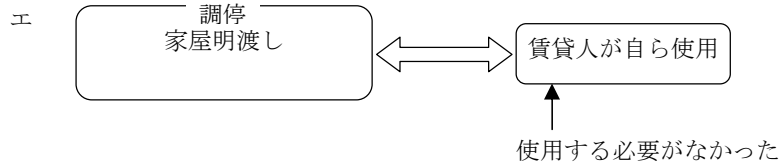
第 7 問 【H17-4】 答 5

< 錯誤 >

Ⓐ 錯誤無効は婚姻には適用されない。

Ⓘ 「額面 1,000 万円の手形を 100 万円の手形と誤信」
→ 一部無効

ウ 95 条の趣旨 → 表意者のみが無効主張

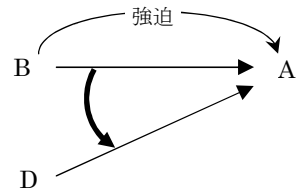


オ 相続放棄は財産的色彩の強い行為
→ 錯誤の適用あり

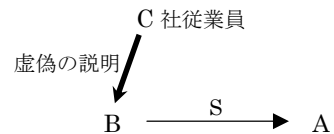
第 8 問 【H13-1】 答 5

<意思表示の取消し>

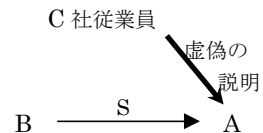
- ✕ 法定追認に当たるのか？
→ B の債権譲渡は，取消権者 A の法定追認事由には当たらない



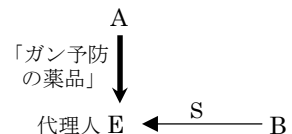
- ✕ B の行為は詐欺に当たるのか？
→ 詐欺の要件である欺罔の故意に欠けるため，取消し不可



- ✕ 第三者による詐欺（96Ⅱ）
→ 相手方 B が善意であるため取消し不可



- ㊦ 101 条 2 項の「指図」に当たるか？
→ 「ガン予防の薬品の購入」→ 当たらない
「甲薬品の購入」→ 当たる



- ㊦ 代理人 E が未成年者の場合
→ 代理人は制限行為能力者でも可（102）



2016年度合格目標 司法書士講座

実戦過去問 ～キムラの目～

第1回 民法① 答案用紙

No.	1	2	3	4	5	6	7	8
解答								